職場を元気に応援する

フクシマ社労士法人だより

11 月号
2026 年 11 月 1 日



トピックス



10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

厚生労働省は毎年 10 月を年次有給休暇取得促進期間に設定し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備について呼びかけを行っています。また、厚生労働省は令和 10 年までに 70%の年次有給休暇取得率を目標としており、令和 7 年就労状況総合調査においては、過去最高の 66.9%（令和 6 年の 1 年間又は令和 5 年会計年度の取得率）となりました。そのほか、年次有給休暇の取得促進に向けて、「年次有給休暇の計画的付与制度」や「時間単位の年次有給休暇制度」の活用も呼びかけています。

年次有給休暇の計画的付与制度

●年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数について、一定の要件を満たすことで計画的に有給取得日を割り振ることができる制度です。



●導入に必要な手続き

就業規則への定め	労使協定の締結（届出は不要）
年次有給休暇の計画的付与制度を導入する場合には、まず、就業規則に年次有給休暇の計画的付与について定めることが必要です。	①計画的付与の対象者、②対象となる年次有給休暇の日数、③計画的付与の具体的な方法、④年次有給休暇の付与日数が少ない者の扱い、⑤計画付与日の変更の内容について労働者の過半数代表者等と労使協定の締結が必要です（労働基準監督署への届出は不要）

時間単位の年次有給休暇

●時間単位の年次有給休暇とは

年次有給休暇は原則１日単位ですが、年５日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。
就業規則への定めと労使協定の締結（届出は不要）が必要です。

＜労使協定で定める事項＞

①時間単位年休の対象者の範囲 → 「育児を行う労働者」など、取得目的によった対象範囲の定めはできません！

②時間単位年休の日数（繰り越しも含めて年５日以内）

③時間単位年休１日分の時間数 → １日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めます。１時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。
（例）所定労働時間が１日７時間 30 分の場合は８時間となります

④１時間以外の時間を単位として与える場合の時間数
→ ２時間単位など１時間以外を単位とすることは可。

人事・労務

10 月1日から日本国籍を有しない方のフリガナ氏名の取り扱いが変更

日本年金機構では、2026 年 10 月 1 日から、日本国籍を有しない方の厚生年金保険の資格取得等におけるフリガナ氏名の取り扱いが変更となっています。

これまで資格取得届等の氏名・フリガナ等を住民基本台帳の情報と突合して本人確認を行っていたところ、外国籍の方について、フリガナのみ一致せず本人を特定できないケースがありました。

【2026 年 10 月 1 日からの変更点】
- フリガナ以外の情報が一致し、フリガナのみ不一致の場合、ローマ字氏名による本人確認が行われます。
- 入国後に初めて厚生年金保険に加入する方は、従来どおり「ローマ字氏名届」を提出します。
- 転職等で厚生年金保険の資格を再取得する方は、在留カードやパスポートのコピー等、ローマ字氏名が確認できる書類の提出を求められる場合があります。
- 本人確認後は、資格取得届に記載されたフリガナ氏名をもとに資格取得が決定されます。

なお、この取扱いは被扶養者異動届においても同様です。

「令和８年分　年末調整のしかた」が公表されています

国税庁より「令和８年分　年末調整のしかた」が公表されています。 令和８年分の年末調整では、税制改正に伴う変更事項があります。

国税庁のページでは、「年末調整のしかた」のほか、年末調整チェック表や Q&A、各種申告書の記載例なども確認できます。

＜主な改正事項＞
- **基礎控除の引き上げ**
- **給与所得控除の最低保証額の引き上げ**
- **扶養親族等の所得要件の改正**
- **年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の創設**

なお、令和８年 11 月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。 令和８年 12 月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額等に基づいて１年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

年末調整の準備を進める際の参考資料として、ぜひご活用ください。



フクシマ社会保険労務士法人　※中小事業主や一人親方等の労災特別加入手続きも対応可能です。

広島事務所　〒730-0805　広島市中区十日市町１丁目 1-9　相生通り鷹匠ビル２F
TEL：082-293-8102　FAX：082-293-8104
高知事務所　〒780-0064　高知市和泉町 12-15 号
TEL：088-823-0248　FAX：088-823-0284
E-mail：info@jinji-fuku.jp　URL：https://www.jinji.fuku.jp

フクシマ
社会保険労務士法人